

【事業者向け】盛土規制法に関する説明会での主な質問について

説明会での主な質問を十分検討の上、以下のとおり回答を整理しました。盛土等を計画される際に判断に迷われる場合は、個別案件ごとに事前にご相談ください。

R7.9.11

No	該当頁	質問	回答
資料2 規制区域と規制内容			
1	P7	規制区域は県内全ての場所で指定されますか。 図面上で、北九州市、福岡市、久留米市の規制区域の着色がないのはなぜですか。	県内全域を宅地造成等工事規制区域（図面中の赤色）又は特定盛土等規制区域（図面中の緑色）のいずれかに指定し、10月1日より規制事務を開始します。 北九州市、福岡市、久留米市については、各市が所管行政庁となりますので、各市のホームページ等をご確認ください。
2	P12	災害の発生のおそれがないと認めらる工事として、許可不要となる「工事の施行に付随して行われる土石の堆積（省令第8条第10号ハ）」は、規制対象規模を超えても許可不要ですか。	工事の現場として、請負契約書や施工計画書等で位置づけられている土地、又は工事の現場の付近である土地で、主任技術者等が本体工事と一体的に安全管理できる土地に一時的に仮置する場合は、土石の堆積規模に関わらず許可不要です。
3	P13	福岡県の盛土規制法の技術基準は公表されていますか。	県ホームページ上に盛土規制法に関する技術的基準（案）を公表しています。 ( <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/morido-unyou.html#4">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/morido-unyou.html#4</a> )
資料3 許可申請の手続きについて			
4	P16	許可申請は、市町村窓口を経由して県庁に提出するという説明でしたが、都市計画法の開発許可と同じような手続きの流れでしょうか。	お見込みのとおりです。 開発許可と同じように、許可申請については市町村窓口を経由して県庁への申請が必要となります。変更許可申請についても同様です。
5	P16	土地所有者等の同意が必要な範囲は、工事を行う範囲に加え、隣接地の土地所有者の同意まで必要ですか。	工事を行う範囲についてのみ、土地所有者等の全員からの同意が必要になります。工事を行わない隣接地についての同意は不要です。
6	P17	着手届は、工事着手後の提出でよいですか。また、事前の予約が無くても県庁で受付けてもらえますか。	着手届は、工事着手後すみやかに、市町村窓口を経由して県庁へ提出してください。また、事前の予約は必須ではありませんが、提出の際、職員により書類に不備がないことを確認のうえ受け付けます。
7	P19	許可申請前の手続きとして、周辺住民への事前周知は、許可申請をする何日前から周知が必要ですか。また、福岡市と同じように、周知方法として、お知らせ看板等を設置する必要はありますか。	福岡県では、事前周知の期間や、お知らせ看板等の方法について規定は設けていません。説明会の開催又は書面配布等で周知したことが確認できるように、周知報告書の様式に必要事項を記載し、許可申請書に添付してください。 (※北九州市、福岡市、久留米市の基準は、各市の最新の情報をご確認ください。)

【事業者向け】盛土規制法に関する説明会での主な質問について

説明会での主な質問を十分検討の上、以下のとおり回答を整理しました。盛土等を計画される際に判断に迷われる場合は、個別案件ごとに事前にご相談ください。

R7.9.11

No	該当頁	質問	回答
8	P19	周辺住民への事前周知について、人家が連担している場合など、どこまで周知すべきか難しいと考えるが、周知範囲を確認する方法を教えてください。	県の許可申請等の手引きに基づき、必要な範囲に周知を行ってください。また、各市町村における指導要綱等で周知方法・範囲を定めている場合がありますので、工事箇所が位置する市町村へ確認をお願いします。
9	P21	擁壁の前面に側溝がある場合、擁壁の高さの測り方はどうなりますか。	擁壁の前面に一般的なコンクリート側溝がある場合、擁壁の高さは側溝の天端が基準面となります。ただし、断面が大きい水路、河川等に接して擁壁を設ける場合や、擁壁自体を水路の側壁として利用する場合等、個々のケースにより高さの基準面を判断する場合があります。
10	P21	現状で擁壁がない法面箇所に、もう少し有効に土地利用したいので、見え高1mを超える擁壁を設置する場合、擁壁の背面に盛土が生じますが、規制対象になりますか。	一般的に、盛土で高さが1mを超える崖を生ずる場合は、土地の形質変更に該当します。個々のケースにより判断が生じることもあるため、判断に迷われる場合は事前にご相談ください。
11	P21	敷地面積が500m <sup>2</sup> を超える盛土を行う場合、盛土高さ30cmを超える部分が一部でもあったら許可の対象となりますか。	規制対象となる面積要件としては、盛土等をする前後の地盤面の標高差が30cmを超える部分の面積の合計値で判断します。
12	P21	面積要件について、盛土について標高差30cm超という基準がありますが、切土についても同様に30cm超が基準となりますか。	面積要件としては、盛土又は切土で、標高差30cmを超える部分が対象となります。
13	P21	建築物の基礎工事や、地盤改良等に伴う掘削で、最終的には埋戻しする場合、盛土又は切土をする土地の面積に含まれますか。	建築に伴う掘削を同時に行う場合の考え方として、盛土又は切土をする土地の面積に建築物の建築に伴う掘削部分の面積は含みません。
14	P21	将来的な沈下等を見越して、早い段階から盛土を行う場合もありますが、そのような場合も規制対象になりますか。	基本的に、最終の工事完了時の計画規模で規制対象の有無を判断することになります。（※9月30日までに工事着手しており、規制対象規模に該当する場合は、21日以内の届出が必要となります。）
15	P21	国土交通大臣の認定外擁壁は、どのような取り扱いになりますか。	大臣認定外擁壁は、法の技術基準を満たすことが確認できる構造計算等を添付して申請してください。
16	P21	許可申請を10月1日に急ぎ提出したい場合、事前協議等で準備を進め、10月1日にすぐ申請することも可能ですか。	可能と考えます。許可申請の受付は10月1日からですが、それまでに事前協議等が必要な場合は県庁の開発・盛土指導課へご連絡ください。 ※県ホームページに、許可申請の手引き（案）を公開していますのでご参照ください。（ <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/morido-unyou.html#4">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/morido-unyou.html#4</a> ）

【事業者向け】盛土規制法に関する説明会での主な質問について

説明会での主な質問を十分検討の上、以下のとおり回答を整理しました。盛土等を計画される際に判断に迷われる場合は、個別案件ごとに事前にご相談ください。

R7.9.11

No	該当頁	質問	回答
17	P21	90cm程の盛土で許可不要だった箇所に、年月が立って、さらに90cm程盛土する場合、規制対象となりますか。	原則として、盛土等の工事ごとの対象規模によって、規制対象か否かの判断を行います。 ※ただし、既存盛土と接する新規盛土を造成する場合、一体的な盛土であるか、「事業者の同一性」「物理的一体性」「機能的一体性」「時期的近接性」の観点から総合的に判断することとなります。
18	P25	盛土規制法の許可の標準処理期間は、開発許可でかかる日数よりも長くなるのでしょうか。	工事面積規模で標準処理期間を公表しています。開発許可と同じように、市町村経由も含め、1か月～2か月程の標準処理期間となります。 ※申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。
19	P26	設計者の資格が必要な工事について、技術士や一級建築士等の資格の他に、RCCM等の資格も認められますか。	設計者の資格は、法で規定されている資格のみが対象となります。 (※盛土規制法施行令第22条の各号、又は盛土規制法施行規則第35条の各号で規定されています。)
20	P26	設計者の資格が必要な対象工事の2つ目について、盛土又は切土する土地の面積が1,500m <sup>2</sup> を超える土地における排水施設の設置とありますが、排水施設というものは工事において不可欠な施設です。今まで、農地転用の許可申請などでは、行政書士が工事設計を申請していますが、盛土規制法で要件としている資格を持っていない方が多いので、行政書士の協会へ通達等される予定はありますか。	盛土規制法に関する説明会については、各事業団体の窓口を通じて案内しており、その中で、福岡県行政書士会にも案内時に説明をしています。
21	P27	開発許可において標識を現地に設置する必要がありますが、みなし許可の場合は、開発許可の看板と、盛土規制法の看板の2つを設置しなければいけないということですか。	みなし許可の場合は、それぞれの法に基づく看板の様式や記載する内容が異なりますので、開発許可の看板と、盛土等の工事許可の看板の2つを設置する必要があります。
22	P28	中間検査は、特定工程（暗渠排水等の排水施設を設置をする工事）がなければ必要ないですか。	検査対象の規模に該当し、かつ特定工程を含む場合、中間検査を受ける必要があります。特定工程が含まれていなければ、中間検査には該当しません。
23	P28	中間検査について、道路内に暗渠排水を設置する場合も対象となりますか。	公共施設用地の道路であれば盛土規制法の規制対象ではありませんが、私道等の場合は規制対象となるケースが考えられます。

【事業者向け】盛土規制法に関する説明会での主な質問について

説明会での主な質問を十分検討の上、以下のとおり回答を整理しました。盛土等を計画される際に判断に迷われる場合は、個別案件ごとに事前にご相談ください。

R7.9.11

No	該当頁	質問	回答
24	P31	開発許可の完了検査では、まず敷地の境界を適切に設置しているか確認されますが、盛土規制法の場合でも、敷地の境界を最初に確認されるのですか。完了検査時の確認ポイントを教えてください。	検査の基準や具体的な内容は、現在検討中ですので、今後手引き等で公開する予定です。
25	P33	9月中に開発許可申請した工事について、10月1日以降に許可を受けた場合、みなし許可となりますか。	お見込みのとおりです。 規制対象規模の場合は、盛土規制法に基づく技術基準への適合も確認したうえで、10月1日以降に開発許可の決定がなされるため、みなし許可となります。
26	P36	公共用地（国有地、県有地等）の払い下げの土地についても、公共施設用地の転用の届出が必要ですか。 例えば、里道を、切土又は盛土を行わなくても、転用した場合には届出が必要ですか。	「公共施設用地」とは、現に公共施設（道路、河川等）が存在する土地、及び公共施設の用に供されることが決定している土地をいいます。つまり、「公共用地」は必ずしも「公共施設用地」と一致しているわけではありません。 法定外公共物（里道、水路等）の場合も含め、まずは当該箇所が公共施設用地であるかを管理者に確認してください。そのうえで、公共施設用地を宅地や農地に転用する場合において届出が必要となります。
27	P37	規制区域指定の際に行っている工事の届出について、工事着手の判断について確認します。 他県では、測量や除草などの準備工や、伐採工で工事着手していると判断する事例がありますが、福岡県における判断の指標はありますか。	基本的に、工事の現場に重機等で盛土又は切土を開始しているかどうかで工事着手の判断基準になります。また、盛土又は切土を行うために必要となる伐採工等においても、工事に着手していると判断します。 ただし、測量による杭打ち等だけでは、工事に着手しているとはみなしません。
28	P37	規制区域指定の際に行っている工事の届出について、技術基準に適合する必要はありますか。	規制区域指定の際に行っている工事の届出について、技術基準の適合まで求めてはいません。ただし、土地の保全等に関する努力義務の適用を受けるため、災害の発生のおそれのある場合には、改善命令等の対象になります。
29	P37	規制区域指定の際に行っている工事の届出については、何日ぐらい審査がかかりますか。 県内の57市町村が対象ということですが、どれだけの県職員の人数で対処してもらえますか。	規制区域指定の際に行っている工事の届出については、審査を要しませんので、届出書類等の不備がなければ提出時点で手続きは完了します。 また、ご指摘のとおり、多くの届出件数が想定されますので、Web上での申請による手続きにより効率化を図ります。

【事業者向け】盛土規制法に関する説明会での主な質問について

説明会での主な質問を十分検討の上、以下のとおり回答を整理しました。盛土等を計画される際に判断に迷われる場合は、個別案件ごとに事前にご相談ください。

R7.9.11

No	該当頁	質問	回答
30	P40	都市計画法の開発登録簿のように、盛土規制法の許可申請内容の確認ができる方法がありますか。	都市計画法では、開発登録簿を調製し、閲覧に供する規定がありますが、盛土規制法ではそのような規定はありません。 盛土規制法では、許可及び届出箇所について、法で規定された公表事項（工事主の氏名、土地の所在地、盛土の高さや面積等）を県ホームページで公表します。
資料4 Q&A			
31	P43	Q&A（2） 窪地を埋める場合、四方の土地の一部が水路等で1mを超える高低差が少しでもあった場合、規制の対象になるのか教えてほしい。	一般的に、盛土で高さが1mを超える崖を生ずる箇所がある場合は、土地の形質変更に該当します。個々のケースにより判断が生じることもあるため、判断に迷われる場合は事前にご相談ください。
32	P48	Q&A（8） 位置や高さが変わらない既存擁壁のやり替えは規制対象外ということですが、この「位置」は、法尻から法肩までの範囲内という認識でよいですか。また、「高さ」は、北九州市だと現況の高さ±10cm以内という規定がありますが、県ではどのようになりますか。	位置や高さが変わらない既存擁壁の通常の改修等であれば、盛土規制法の対象となる土地の形質変更に該当しません。現時点で、位置や高さが変わらないとする基準を設けることは困難であるため、個別に判断します。 ※北九州市、福岡市、久留米市の基準は、各市の最新の情報をご確認ください。
33	P49	Q&A（9） 採石法の認可事業区域内の当該認可にかかる盛土は、危険のおそれがないとして許可不要ということですが、離れた場所にある、事業区域外のストックヤード（製品置き場）は規制対象になりますか。	一般的に、採石法の認可事業区域外の盛土で、規制対象の規模以上の一時的な堆積は許可・届出の対象となります。個々のケースにより判断が生じることもあるため、判断に迷われる場合は事前にご相談ください。
その他			
34	適合証明	建築基準法に基づく確認申請の際に、盛土規制法に適合していることを証する書面を添付する必要がありますが、手続き方法について確認したい。	県では、盛土規制法に基づく手続きの要否を確認するための「自己チェックシート」を作成しました。福岡県（北九州市、福岡市、久留米市を除く）では、建築基準法に基づく確認申請の際に、自己チェックシートを不要証明として取り扱うことができます場合があります。 詳細は、県建築指導課のホームページをご確認ください。 ( <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tokuteimorido-syomen.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tokuteimorido-syomen.html</a> )

【事業者向け】盛土規制法に関する説明会での主な質問について

説明会での主な質問を十分検討の上、以下のとおり回答を整理しました。盛土等を計画される際に判断に迷われる場合は、個別案件ごとに事前にご相談ください。

R7.9.11

No	該当頁	質問	回答
35	建築確認	2mを超える擁壁を設置する場合、建築部署への工作物確認申請と、盛土規制法の許可の両方が必要になりますか。	県では、盛土規制法の許可を受けている擁壁であれば、建築基準法の工作物確認申請は不要として取り扱っております。
36	他法令	都市計画法の開発許可については「みなし許可」がありますが、その他の法令の関係性はどのようにになりますか。 例：森林法（林地開発許可）、がけ条例など	盛土規制法では、都市計画法の開発許可についてのみ、みなし許可の特例が規定されています。他法令については、各法令の規定に従う必要があります。 例：森林法（林地開発許可）、がけ条例などについては、盛土規制法のみなし許可とはならないため、これまでどおり、それぞれの法令の規定に基づく手続き等も必要になります。